

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員、評議員及び各種委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 会長の報酬額は、月額40,000円とする。

- 2 月の途中で異動があった場合の支給については、その月までの報酬を支給する。
- 3 この他、出張等における費用弁償については、役職員等の旅費支給規程に準じ支給するものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等（会長を除く）が、本会が開催する会議等に出席したときは、費用弁償として日額2,000円を支給する。

- 2 会長及び直方市職員の身分を有する役員等は支給の対象としない。
- 3 前項の費用弁償は、原則として重複支給しない。
- 4 監事による監査については、日額5,000円を支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成21年1月1日から適用する。
(社会福祉法人直方市社会福祉協議会会長報酬に関する規程の廃止)
- 2 社会福祉法人直方市社会福祉協議会会長報酬に関する規程（平成18年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。